８　条件の変更
更生計画案の作成後設立会社の成立の日までの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、管財人は、裁判所の許可を得て、必要に応じて本件分割の内容・条件を変更することができる。
９　規定外事項
更生計画に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、管財人がこれを決定することができる。

第４章　更生債権等に対する権利の変更および弁済方法

第１節　通則

１　弁済の場所・方法
⑴　弁済の場所
更生債権等の弁済は、更生会社の管財人事務所（大阪市中央区北浜２丁目６番18号淀屋橋スクエア12階）において行う。
⑵　弁済の方法
更生債権者等のうち、更生会社の指定する書面により所定期間内に金融機関口座への振り込みを希望する者に対しては、当該口座へ振り込む方法で支払う。上記の振込手数料は更生会社の負担とする。
⑶　租税等の請求権の弁済
⑴⑵の定めにかかわらず、徴収権者の指定する場所・方法においてこれを納付する。
２　弁済期日が休日の場合の取扱い
本章で金銭債務の弁済期日として定められた日が金融機関休業日に該当するときは、同弁済期日の定めにかかわらず、当該休業日の翌営業日をもって弁済期日とする。
３　債権に変動があった場合の取扱い
⑴　放棄・取下による変動
平成22年３月31日以降更生計画認可決定の日までに、更生債権等について放棄または取下がなされた場合、更生計画に定める権利の変更と弁済方法は、放棄または取下後の残債権額を基準として適用する。
⑵　債権譲渡等による変動
平成22年３月31日以降更生計画認可決定の日までに、更生債権等について、譲渡等を原因として債権者名義の変更がなされた場合においても、権利の変更と弁済方法の定めは、移転前の債権額（債権者名義変更前の債権額）を基準として適用する。
４　端数処理
更生債権の権利の変更において生じる免除額に１円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
５　利息・遅延損害金の取扱い
更生計画の定めによる弁済金には、利息・遅延損害金を付さない。

第２節　更生担保権に関する権利の変更および弁済方法

１　不動産を目的とする更生担保権
⑴　確定債権
確定債権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表４－１）。
①　債権者数　２名
②　債権額　５億1260万0000円
（内訳）
元本　４億1473万6419円
更生手続開始決定の日の前日までの利息および損害金　9786万3581円
更生手続開始決定の日以降の利息および損害金　０円
⑵　権利の変更および弁済方法
別表４－１の「弁済合計額」欄に記載の金額を、更生計画認可決定の確定の日から２か月以内に、一括して弁済する。
⑶　根抵当権の措置
①　別表４－２「存続する担保権および目的物一覧表（根抵当権）」記載の根抵当権は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で、従前の順位により存続する。ただし、同表の根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定によって「新しい債権額」欄記載の金額に確定する。
②　同表記載の更生担保権者（根抵当権者）は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の元本確定登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。
③　⑵に基づき別表４－２「存続する担保権および目的物一覧表（根抵当権）」記載の根抵当権（前記①に基づき確定した根抵当権）の被担保債権の弁済が完了したときは、当該根抵当権は消滅する。
④　前記③の場合において、当該根抵当権者は、当該根抵当権設定登記の抹消登記手続をする。当該根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

２　リースにかかる更生担保権
⑴　確定債権
確定債権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表５－１）。
①　債権者数　10名
②　債権額　548万2043円
（内訳）
元本　548万2043円
更生手続開始決定の日の前日までの利息および損害金　０円
更生手続開始決定の日以降の利息　０円
⑵　権利の変更および弁済方法
別表５－１の「弁済合計額」欄に記載の金額を、更生計画認可決定の確定の日から２か月以内に、一括して弁済する。
⑶　担保権等の措置
①　別表５－２「存続する担保権および目的物一覧表（リース）」記載のリースにかかる担保権等は、更生計画認可決定後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。
②　リースにかかる担保権等は、本更生計画に基づき弁済が完了したときに消滅する。
③　リースにかかる担保権の目的物（以下、「リース物件」という。）の所有権は、弁済が完了するまでは当該担保権者に帰属する。更生会社は、弁済が完了したときは、当該担保権者の同意を得て、当該担保権者から所有権を譲り受ける。
④　前記③の同意については、管財人は書面で当該担保権者に要求する。管財人が書面を発信してから1か月以内に当該担保権者より書面での不同意の意思表示がないときは、当該担保権者は所有権の移転に同意したものとみなす。
⑤　前記④に基づき管財人が譲り受けたリース物件が車両の場合、当該担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該リース物件の変更登録手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。

第３節　優先権のある更生債権（租税等の請求権）

１　届出債権
届出債権の債権者および債権額は、次のとおりである（別表６）。
①　債権者数　９名
②　債権額　１億5399万8185円および額未定
（内訳）
本税　１億1777万4126円
延滞金等・督促手数料　3622万4059円および額未定
２　権利の変更
⑴　更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定がある場合はその決定の日）までに生じる延滞金等および更生計画認可決定の日の翌日から完納までの延滞金等は、徴収の権限を有する者の意見を聴いて、本税の弁済時に免除を受ける。
⑵　更生手続開始決定の日の前日までに生じた延滞金等および更生手続開始決定の日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定の日までの間に生じた延滞金等については、徴収する権限を有する者の同意を得て、本税の弁済時にその全額の免除を受ける。
３　納付方法
本税は、更生計画認可決定の確定の日から２か月以内に、一括して納付する。